特定非営利活動法人日本人間ドック健診協会

賛助会員サンプリング実施要項

1．目的・基本方針

本要項は、賛助会員企業が会員施設（健診機関）を通じて受診者に商品等を提供する「賛助会員サンプリング」の実施条件と手続きを定める。

年に一度の人間ドック・健康診断は、受診者が自身の生活習慣を見直す大切な機会である。その場で健康づくりに役立つ正しい情報と選択肢を届けることを目的とし、以下を基本方針とする。

1. 本サンプリングは受診者の選択肢を広げるための情報提供であり、商品の販売促進を目的とするものではない。
2. 協会推薦制度による推薦商品を除き、協会は提供商品を推薦するものではない。いずれの場合も、商品の品質・安全性・表示内容の責任は提供企業が負う。
3. 申請内容の確認は、申請書類および表示の形式的な確認であり、商品の品質・安全性・効果を評価するものではない。
4. 配布の可否は、会員施設が商品と資料の内容を理解したうえで自ら判断する（手挙げ制）。
5. 受診者は受け取り・利用を自由に選択できる。

2．対象・提供企業の条件

申請できるのは協会の賛助会員企業に限る。提供企業は以下をすべて満たすこと。

- 提供商品が食品関連法規（食品表示法、健康増進法、景品表示法等）に適合していること
- 機能性表示食品の場合、届出が有効であり、届出内容どおりの表示であること
- 一定の販売実績があること（目安：発売後1年以上。リニューアル品は、同一ブランドとしての販売実績を考慮する）
- 申請書において、以下を申告すること
 - 商品の問い合わせ窓口・健康被害の受付窓口、および協会への報告担当者
 - 生産物賠償責任保険（PL 保険）の加入状況（保険会社名）
 - アレルゲン、摂取を控えていただきたい方、摂取に注意が必要な方
- 会員施設の情報（施設名・所在地・担当者等）を、商品の送付および本サンプリングに関する連絡以外の目的で使用しないこと

申告内容の正確性は提供企業が責任を負う。

対象外とするもの

- 医薬品・医薬部外品
- 疾病の診断・治療・予防をうたう商品、またはそのような表現を含む資料
- 受診者の個人情報を提供企業が直接取得することを前提とする企画（LINE 登録・会員登録の必須化等）
- 協会の推薦・保証と誤認させるおそれのある企画
- その他、協会が本要項の趣旨にそぐわないと判断したもの

3．申請から実施までの流れ

申請は実施希望月の 2 か月前までに行う。

1. 提供企業が「サンプリング実施申請書」（Excel）に記入し、配布資料の原稿を添えて、協会の提出フォームから提出する。
2. 協会が申請内容を確認し、実施の可否と実施方法を判断する。
3. 事務局から実施可否・実施方法・募集時期を提供企業へ通知する。
4. 事務局が会員施設へ募集案内を行う（メール配信）。
5. 会員施設が参加を申し込む（了解事項への同意を含む）。
6. 事務局が参加施設と配布数を確定し、提供企業へ連絡する。
7. 提供企業が各施設へ商品・資料を直送する（送料は提供企業負担）。
8. 会員施設が配布する。
9. 実施期間終了後、事務局が会員施設向けアンケートを回収し、結果を提供企業へ共有する。

協会の判断と段階的な実施

- 実施の可否および実施方法は協会が判断する。判断の手続きは別に定める。
- 商品や企業の状況により、受診者への配布の前に、会員施設の職員の皆様へのご紹介から始める段階的な実施をお願いすることがある。職員向けの実施後、会員施設アンケートの結果をふまえて受診者への配布を判断する。
- 実施の可否は総合的に判断するものとし、その理由は個別に開示しない場合がある。
- 同一カテゴリーの商品の申請が重なった場合は、原則として申請受付順に実施時期を調整する。

4．会員施設の参加条件・配布ルール

募集の対象は協会の会員施設とし、参加は会員施設の任意とする。申込時に以下への同意を求める。

- 商品情報・配布資料・注意事項を確認したうえで配布すること
- 協会推薦商品以外は、協会の推薦品の配布ではないことを理解していること
- 受診者に受け取りを強制せず、購入の勧誘を行わないこと
- 実施後アンケートに協力すること

配布ルール

- 配布は検査終了後に行う。検査前に飲食しないよう案内する。
- 配布対象は「受診者全員」「希望者」など広い範囲とする。検査値・診断結果をもとに特定の受診者を選んで配布しない。
- 申請書で示されたアレルゲン、摂取を控えていただきたい方・注意が必要な方について、配布時に注意事項を伝えるよう努める。
- 保健指導・栄養相談の場で資料を手渡すことは差し支えないが、その場で購入を勧めることは行わない。
- 商品の機能性・効果を、施設職員が口頭で勧めることは行わない。説明は商品の紹介と注意事項の案内にとどめる。
- 服薬中の方から相談があった場合は、医師・薬剤師への相談を案内する。
- 職員への配布および余剰分の取扱いは、各施設の規程に従う。

5．表示・広告利用・個人情報・健康被害対応

配布資料の表示

- 資料には提供企業名、問い合わせ先、商品の注意事項を必ず記載する。アレルゲンおよび摂取を控えていただきたい方は、目立つ位置に記載する。
- 協会推薦商品は、推薦制度規程に基づく推薦表示を配布資料に使用できる。使用にあたっては、推薦制度の権利行使承認申請の手続きによる。
- 取り組み推薦（C 区分）を受けている場合は、取り組みが推薦されている旨を記載できる。ただし、個別商品が推薦されていると誤認させる表現は用いない。
- 推薦を受けていない商品は、次の一文を記載する。「本サンプリングは、日本人間ドック健診協会が商品を推薦・保証するものではありません。」協会の名称は「日本人間ドック健診協会賛助会員」の範囲で記載でき、協会ロゴ・推薦マークは使用しない。
- 購入先の記載は可とする。割引クーポン、定期購入の申込書、購入を条件とする特典の同封は不可とする。
- スタッフ向け説明資料は、商品の紹介と注意事項の案内に限る。機能性・効果を口頭で勧める内容は含めない。
- 配布資料は、すべて事前に事務局の確認を受ける。

実績・アンケート結果の対外利用

- サンプリングの実績（配布数・施設数等）やアンケート結果を、広告・ウェブサイト・プレスリリース等で使用する場合は、事前に原稿を事務局へ提出し、承認を得ること。
- 「健診機関が推奨」「医師が認めた」など、協会・会員施設による推奨と誤認させる表現は使用しない。

個人情報

- 提供企業は、会員施設を通じて受診者の個人情報を取得しない。また、配布物を受け取る条件として、受診者に個人情報の登録（LINE 登録・会員登録等）を求めない。なお、配布資料に掲載した QR コード等から、受診者が自らの意思で企業のウェブサイト等にアクセスし、購入や問い合わせを行うことは妨げない。
- 受診者向けの任意アンケート（QR コード等）を資料に掲載する場合は、申請時に内容を示し、事務局の確認を受ける。

健康被害・苦情への対応

- 商品に関する問い合わせ・健康被害の申出は提供企業が対応する。会員施設・事務局に寄せられた場合は、速やかに提供企業へ連絡する。
- 提供企業は、健康被害の申出を受けた場合、速やかに事務局へ報告する。

6．費用・回数・その他

- 実施回数：1社あたり年1回（同一年度内）を原則とする。協会推薦商品は、1社あたり年３回までとする。
- 費用：協会推薦商品は無料。推薦商品以外は、初回は無料とし、２回目以降の費用は個別に案内する。商品・資料・送料は提供企業の負担とする。

- 本サンプリングの配布に起因して受診者・会員施設に損害が生じた場合は、提供企業がその責任を負う。協会および会員施設は責任を負わない。
- 本要項に違反した場合、協会は実施の中止、または以降の申請を受け付けないことがある。中止に伴う未配布分の回収および費用は、提供企業の負担とする。
- 本要項は必要に応じて改定する。

制定日：2026 年 10 月 31 日
所管：事務局